



Japan Color 認証制度 標準印刷認証  
認証基準

一般社団法人日本印刷産業機械工業会

## 1. 本基準の目的

本基準は、一般社団法人日本印刷産業機械工業会（以下、「工業会」という。）が、Japan Color 認証制度標準印刷認証（以下、「標準印刷認証」という。）の認証基準を規定したものである。

## 2. 用語の定義

本基準においては、「Japan Color 認証制度運営要綱」に記載の該当する定義を適用するとともに、以下の定義も適用する。

### 2.1 OK シート

標準印刷認証における OK シートとは、標準印刷認証を受けるために申請組織が工業会に提出した印刷物のうち、印刷の初期段階で色が合っていると申請組織が判断し、認証員がその旨の記入を行った印刷物をいう。

### 2.2 抜き取りサンプル

標準印刷認証における抜き取りサンプルとは、標準印刷認証を受けるために申請組織が工業会に提出した印刷物のうち、OK シートの後の連続印刷を実施した段階で、申請組織が抜き取りを行い、認証員がその旨を明記した印刷物をいう。

### 2.3 申請組織

標準印刷認証における申請組織とは、標準印刷認証取得を希望し、申請をおこなう組織をいう。

### 2.4 認証組織

標準印刷認証における認証組織とは、標準印刷認証を取得し、失効していない組織をいう。

### 2.5 申請工場

標準印刷認証における申請工場とは、申請印刷機のある工場の場所、若しくは、同工場内にある申請組織をいう。

### 2.6 申請印刷機

標準印刷認証における申請印刷機とは、標準印刷認証を受けるための OK シート及び抜き取りサンプルを印刷する印刷機として申請組織が定めた印刷機をいう。

### 2.7 申請代表者

標準印刷認証における申請代表者とは、申請工場における経営上の最高責任者であり、当該印刷に関する最終的な意思決定を有する者をいう。一般的には、社長、取締役又は工場長等が該当する。

### 3. 申請条件

#### 3.1 刷版

- a) CTP 版を利用すること。
- b) 線数は 175 線（175Line/inch）以上であること。高精細スクリーンや FM スクリーンでも可。

#### 3.2 印刷機

- a) 4 色以上の枚葉印刷機であること。

#### 3.3 インキ

- a) Japan Color 対応インキであること。

#### 3.4 用紙

- a) Japan Color 対応用紙であること。
- b) 用紙サイズは菊四裁以上であること。

### 4. 管理記録

申請印刷機については、別紙管理項目表に示す項目についての管理記録を残すこと。

### 5. 印刷物評価

#### 5.1 測定条件

- a) 分光測色計は、45/0 または 0/45、D50、2 度視野角での測定とする。
- b) バックギングは、Substrate Backing（Japan Color 用紙 5 枚重ね）とする。
- c) ドットゲインの測定手段は、濃度計を用いた Status T（偏光フィルターなし）での測定値を用いる。
- d) 計算方法は、マーレーデービス式とする。

#### 5.2 OK シートにおけるベタ部の 4 色の測色値

OK シートにおけるベタ部について、4 色全ての L\*a\*b\*値が ISO 準拠ジャパンカラー枚葉印刷用 2011 の小数点 1 位まで表記されたサブストレートバックギングの値との比較で  $\Delta E$  5 以内であること。

	L*	a*	b*
C	53.4	-36.4	-51.6
M	46.3	76.1	-2.9
Y	88.6	-5.9	93.6
K	16.3	1.4	2.1

### 5.3 OK シートにおける CMYK の 50%網点部のドットゲイン

OK シートのステップチャートの 50%網点部について、4 色全てのドットゲインが  $14 \pm 3\%$  以内であること。

### 5.4 抜き取りサンプルの CMYK ベタ部 $L^*a^*b^*$ 値

5,000 枚を連続印刷して、500 枚ごとに 3 枚ずつ抜き取った計 30 枚の抜き取りサンプルにおいて、21 枚 (68%) 以上の CMYK ベタ部の  $L^*a^*b^*$  値が、OK シートの  $L^*a^*b^*$  値と比較して  $\Delta E4$  以内に収まっていることを原則とする。

### 5.5 抜き取りサンプルの 50%網点部のドットゲイン

5,000 枚を連続印刷して、500 枚ごとに 3 枚ずつ抜き取った計 30 枚の抜き取りサンプルにおいて、21 枚 (68%) 以上の 50%網点部のドットゲインが、OK シートのドットゲインと比較して 4%以内に収まっていることを原則とする。

## 6. 付則

本基準は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

### 改訂履歴

バージョン	制定・改訂日	施行日	改訂内容
1.0	2011. 5. 18	2011. 6. 1	認証基準値変更による全面改正に伴い改定第 1 版とする。
1.1	2013. 3. 1	2013. 3. 1	5.2 OK シートにおけるベタ部の 4 色の測色値 ・「枚葉印刷用ジャパンカラー2007 改定値」を「ISO 準拠ジャパンカラー枚葉印刷用 2011」に変更 ・ベタ部の認証基準値を追加
1.2	2014. 11. 1	2014. 11. 1	2.8 品質管理責任者を削除
			3.2 a) 申請印刷機についての記述を削除
			3.3 a) 対応インキの記述を変更
			3.4 a) 対応用紙の記述を変更
			3.4 b) 用紙サイズを変更
3.5 品質管理責任者を削除			